

## - 下水道が供用開始される地区 -



恵西・旭ヶ丘地区



恵西・山の神地区



須恵（山形）地区



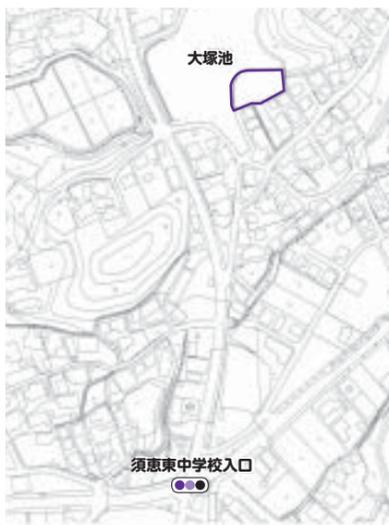
長礼地区



城山・須恵（かやの）地区



大島原地区



甲植木・大塚地区



須恵（かやの）・上須恵地区

# 9行政区内の一部で公共下水道が供用開始されます

大島原、長礼、須恵、城山、甲植木、山の神、旭ヶ丘、恵西、上須恵の各区の一部で、新たに公共下水道が供用開始されます（左頁参照）。これに伴い、水洗トイレの改造などの工事を3月31日から3年以内に行なう必要があります。

## 事業推進のために みなさんのご協力を お願いします

下水道事業の推進や実施に当たっては、町民のみなさんに受益者負担金や宅内排水設備の改造費など、多大の経済的負担をおかけすることになります。

町では、水洗化工事資金の融資あっせんや奨励金などみなさんの経済的負担を少しでも軽減するための措置を準備しています。

公共下水道は、町民のみなさんに利用していただいております。事業効果が発揮できます。

住みよい町づくりのために、みなさんご理解とご協力をお願いいたします。

## 下水道事業の役割

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の最後をどうするか、この下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

## 供用開始に伴う負担金は？

下水道の供用開始地区のみなさんに、実際にご負担いただく費用は次のとおりです。

▼受益者負担金 土地の面積〇〇㎡×500円（土地の面積に応じて負担していただきます）

▼排水設備工事費 水洗トイレの改造や公共桝への接続工事費など。

▼下水道使用料 毎月の汚水の排出量に応じた使用料。

▼問合せ先  
上下水道課 ☎932・1151

負担金は、  
1平方メートル当り

# 500円

負担金は、土地の面積に応じて負担していただくもので、1回限りのものです。全額納付されれば、以後負担金を徴収することはありません。

## あなたの負担金の総額は？

負担金の計算方法は次のようになります。

土地の面積〇〇〇㎡×500円＝？

【算出例】 もしあなたが200㎡（約60坪）の土地を所有しているとすれば

負担総額は  
**200×500円＝10万円**

となります。

## 排水設備工事例

